

三次市教育委員会議案第51号

三次市学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成24年3月28日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則（案）

三次市学校給食共同調理場運営委員会規則（平成16年三次市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。